

2012（平成24）年4月11日

国民生活センターの国への移行に反対し、 法人としての存続と運用改善を求めます。

全国消費者行政ウォッチねっと

国民生活センターを国へ移行することを前提とした議論が現在政府内で行われていますが、法人としての存続についての議論を十分尽くさないまま一方的に選択肢を狭めるものであり、議論の進め方自体に大きな疑問があります。

国への移行による予算・人員の大幅削減や機能の硬直化、そもそも消費者庁と国民生活センターとの間に機能の重複などないことを考えると、法人としての存続以上のメリットが国への移行で獲得できるとは考えられません。

よって国への移行については反対です。

今後の国民生活センターの在り方については、以下のとおり考えます。

国民生活センターの現在の最大の問題点は、独立行政法人であることから整理合理化計画の対象とされ、その存続自体が常に危機にさらされてきたという点です。このため独立行政法人に変わる新たな法人とは別の類型に位置づける必要があります。

また、地方の消費相談窓口支援の中核として位置づけられる相談・あっせん支援機能を維持・向上させるために不可欠な直接相談の廃止も問題です。

消費者庁による過度な関与の結果、情報発信の遅れ等も指摘されています。

そこで、直接相談の復活や消費者委員会への所轄変更等、下記1～3の改革が必要です。

他方で、これまでの国民生活センターは、消費者庁や消費者委員会との連携が必ずしも十分ではなく、消費者庁の企画立案機能や消費者委員会の監視・提言機能の向上に十分役立ってきたとは言えませんでした。また役員会の議事録等内部の意思決定過程が不透明であるとの指摘もあります。さらには消費者団体等の市民団体や地方自治体との連携協力も十分だったとは言えません。

このため単に法人として存続させるだけでなく、下記4～6のような運用改善も必要です。

記

- 1 「（仮称）国民生活センター設置法」に基づく法人とし、いわゆる独法改革路線から切り離すこと。所管については、将来的には消費者委員会を3条委員会としたうえで、その所管とすること。但し、消費者委員会が3条委員会となるまでの間は暫定的に内閣府本府の所管とすること。
- 2 「（仮称）国民生活センター設置法」には機動性・柔軟性確保の観点からの業務

の独立性を明記すること。

- 3 地方支援の中核である相談・あっせん支援機能を向上させるため、直接相談を復活させること。
- 4 消費者庁の企画立案機能や消費者委員会の監視・提言機能の向上のため、国民生活センターとこれらの組織との連携を強化すること。
- 5 意思決定過程の透明化を図ること。
- 6 消費者団体等の市民団体や地方自治体との連携・支援を強化すること。

以上